

伊丹市地域包括支援センター業務評価について

1 目的

地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要であり、全ての市町村及びセンターで取組状況を評価することにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させる。

2 経緯

- ・平成 28～30 年度 伊丹市独自の業務評価表にて業務評価を実施

※ 事業評価は努力義務であったが、伊丹市としては地域包括支援センターが市の定める運営方針を踏まえた効果的な運営を行っているか評価するため、伊丹市独自の評価指標を設定し、業務評価を実施した。

- ・平成 31 年度 全国統一の評価指標にて業務評価を実施予定

3 平成 31（2019）年度の業務評価について

介護保険法の改正により、平成 30 年度から事業評価が義務化された。また、平成 30 年 7 月に全国統一の評価指標が国より示された。

全国統一の評価指標を利用することで、地域包括支援センターが求められる基本的な業務評価が可能となり、全国状況との比較もできることから、平成 31（2019）年度より「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」に基づき評価を行うことを予定している。

評価指標の変更により、回答項目数は 119 項目から 55 項目となるが、認知症施策や介護予防推進など独自で実施している項目については現地ヒアリングにより確認を行う。

なお、評価指標の変更・業務の実態把握等のため、地域包括支援センターの現地ヒアリングについては、引き続き、市と基幹型地域包括支援センターが協働で年 1 回実施していきたいと考えている。

4 業務の効率化について

伊丹市の地域包括支援センターの業務効率化のための取り組み

- ・介護予防及び介護予防ケアマネジメント業務にかかる契約上の地位の譲渡による委託契約の締結権限の委任
- ・各種連絡会のとりまとめを基幹型包括が実施
- ・虐待事例を基幹型包括と協働で支援
- ・介護支援専門員に対する研修を基幹型包括が実施
- ・3 職種の介護予防サービス支援計画作成の原則廃止
- ・高齢者数 6,000 人を大きく上回る地域包括支援センターに人員を増員
- ・権利擁護センターの設置（平成 31 年度からに市委託事業とし、強化をはかった）

他市の地域包括支援センターの業務状況を調査した結果、上記が地域包括支援センターの業務効率化のために伊丹市が独自で取り組んでいる内容である。

今後は、新たな評価指標による評価や現地ヒアリングの中で、業務内容を把握し、効率化を進めていきたいと考えている。